

# 志布志市教育委員会外部評価委員会

## 点検・評価報告書



令和6年8月

志布志市教育委員会

# 目次

	ページ 番 号
1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 志布志市教育委員会外部評価の基本方針・・・・・・・・	2
3 志布志市教育委員会委員活動状況・・・・・・・・	4
4 点検及び評価点・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5 令和5年度教育委員会委員名簿・・・・・・・・	9
6 各課主要事業の説明及び外部評価・・・・・・・・	10
① 学校給食センター調理配送業務委託事業・・・・・・・・	11
② 小・中学校施設老朽化改修事業・・・・・・・・	13
③ 学力・体力向上推進事業・・・・・・・・	15
④ 生徒指導推進事業・・・・・・・・	17
⑤ 青少年研修事業（国外研修）・・・・・・・・	19
⑥ 埋蔵文化財センター企画展示会開催事業・・・・・・・・	21
7 志布志市教育委員会外部評価委員会設置規程・・・・・・・・	23
8 志布志市教育委員会外部評価委員会委員名簿・・・・・・・・	24

# 1 はじめに

今から約1,350年の昔、大隅の地、高浜の庄に住む人々の志の厚さに感動された天智天皇が命名したといわれる「志布志市」。海あくまで青く、山野には緑したり、健やかな市民の声が木霊（こだま）するまちとして、「志を高める教育」の推進を目指しております。また、市内各学校において、「知・徳・体・食」のバランスのとれた児童・生徒の育成のための新たな教育を推進しております。

第2次志布志市教育振興基本計画前期基本計画に基づき、本市教育行政の推進を図っており、基本目標である「夢や希望を実現し未来を担う心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり」の実現に向け、学校・家庭・地域が一体となって、様々な施策を講じております。

また、「きらり輝く三つのおしえ」として、煮しめ（個性の伸長）・つけあげ（確かな変容）・にぎりめし（感謝の心）を基本理念に、学校・家庭・地域がしっかりと連携しながら、磨けば光る宝石の原石である子供たちが「きらり輝く」ための教育を推進しております。

令和5年度の本市の教育活動は、学校をはじめ家庭や地域の確かな教育力を基礎として、第2次志布志市教育振興基本計画前期基本計画に基づき展開されました。皆様の御支援・御協力と市当局の財政援助等に深く感謝申し上げます。

さて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定におきまして、毎年、教育行政に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出し、公表することが義務付けられております。

教育委員会では、これまで以上に効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民の皆様への説明責任を果たすため、教育委員会の主たる事務事業の点検・評価を行い、ここに報告書を作成しました。御高覧の上、教育委員会の事務事業等に御理解を賜り、御指導くださいますようお願いいたします。

令和6年8月  
志布志市教育委員会

## 2 志布志市教育委員会外部評価の基本方針

### 1 概要

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され（平成20年4月1日施行）、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果について報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが規定された。

志布志市教育委員会としても、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、平成20年度から外部評価委員会を設置し、教育委員会所管の事務事業の点検・評価を行うものである。

#### ※ 参考

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

### 2 点検・評価に当たっての基本的な考え方

- (1) 志布志市が行う行政評価システムとの整合性があること。
- (2) 成果を重視した行政運営を行うため、事後評価を基本とすること。
- (3) 評価の客観性及び透明性を確保するための外部評価を導入すること。
- (4) 評価の対象・方法は、毎年度見直しを行うこと。

### 3 点検・評価の対象

- (1) 教育委員の活動状況
  - ① 定例及び臨時教育委員会の会議の状況
  - ② 定例及び臨時教育委員会以外の活動状況
- (2) 教育委員会の所管する事務事業

第2次志布志市総合振興計画に掲げられた施策及び事務事業のうち、教育委員会が所管する事務事業とし、行政評価で実施した自己評価の中から教育委員会事務局で協議し、教育委員会で選定する。

### 4 点検・評価の時期

翌年度事業に、点検・評価の結果を活用するために、翌年度予算編成前の毎年10月までに行う。

## 5 点検・評価の手順

- 教育委員及び教育委員会事務局による自己評価
- ↓
- 外部評価委員会による評価
- ↓
- 報告書の作成
- ↓
- 教育委員会で報告書の決定
- ↓
- 議会への提出及び市民への公表

### 3 志布志市教育委員会委員活動状況

#### 1 教育委員の状況

令和5年4月1日現在の教育委員数 4人（男性2人、女性2人）

#### 2 教育委員会会議の開催回数 ※（ ）内は、前年度の回数

- (1) 令和5年度の数 定例会 12回（12回）  
臨時会 2回（1回）
- (2) 定例及び臨時教育委員会での議案件数 24件（15件）  
教育長に委任された専決等の報告件数 65件（50件）
- (3) 議事録の作成方法 要点の筆記 録音して取りまとめ
- (4) 定例及び臨時教育委員会における主な審議内容

期 日	審 議 内 容
4月27日 (木) 定例会	○専決の報告5件：就学すべき学校の指定、区域外就学、行事の共催・後援
5月23日 (火) 定例会	○専決の報告2件：行事の共催・後援 ○議案3件可決：市児童生徒就学援助規則の一部改正、市奨学生選考委員会委員の委嘱、市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱
6月28日 (水) 定例会	○専決の報告2件：区域外就学、行事の後援 ○臨時代理の報告1件：一般会計補正予算（第4号） ○議案3件可決：奨学生の決定、市部活動地域移行推進協議会設置規程の制定、市青少年音楽祭運営委員会設置規程の制定
7月25日 (火) 定例会	○専決の報告9件：就学すべき学校の指定、行事の共催・後援
8月28日 (月) 定例会	○専決の報告3件：区域外就学、行事の共催・後援 ○臨時代理の報告1件：一般会計補正予算（第8号） ○議案2件可決：市教育委員会外部評価委員会点検・評価報告、市教育委員会電子決裁規程の制定
9月27日 (水) 定例会	○専決の報告5件：就学すべき学校の指定、区域外就学、行事の共催 ○臨時代理の報告2件：令和4年度一般会計歳入歳出決算認定、一般会計補正予算（第9号）
10月23日 (月) 定例会	○専決の報告7件：就学すべき学校の指定、区域外就学、行事の共催・後援 ○議案3件可決：市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定、教育に関する事務の職務権限の特例の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定、行政組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

11月20日 (月) 定例会	○専決の報告7件：行事の共催・後援
11月29日 (水) 臨時会	○議案1件可決：教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定
12月20日 (水) 定例会	○専決の報告5件：就学すべき学校の指定、行事の共催・後援 ○臨時代理の報告8件：一般会計補正予算（第12号）、伊崎田青少年館の指定管理者の指定、通山青少年館の指定管理者の指定、原田青少年館の指定管理者の指定、山重青少年館の指定管理者の指定、蓬原青少年館の指定管理者の指定、有明青少年館の指定管理者の指定、野神青少年館の指定管理者の指定
1月30日 (火) 定例会	○専決の報告2件：就学すべき学校の指定、区域外就学
2月19日 (火) 定例会	○専決の報告2件：就学すべき学校の指定、区域外就学 ○議案6件可決：一般会計補正予算（第16号）、市虐待防止条例の制定、志布志麓庭園福山氏庭園条例の制定、一般会計当初予算、市奨学金貸与条例施行規則の一部改正、市生涯学習推進基金条例の廃止
3月10日 (日) 臨時会	○議案1件可決：教職員人事案件
3月19日 (火) 定例会	○専決の報告3件：就学すべき学校の指定、区域外就学、行事の後援 ○議案5件可決：市教育行政の重点施策、行政組織の再編等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定、市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部改正、市立学校給食センター運営規程の一部改正、市スクーリング・サポート事業実施規程の一部改正

(5) 会議運営上の主な工夫

教育委員会に係る条例の制定に当たっては、総合教育会議で事前協議を行った後、当該条例を所管する課の担当者に出席を求め、教育委員に対して条例を制定する目的、趣旨等詳細な説明を行うこととした。

(6) 委員から出された動議について 該当なし

### 3 教育委員の研修会

8月3日（木）～8月4日（金） 曾於地区教育協議会管外研修会（佐賀市）  
（第14回九州地区市町村教育委員会研修大会）

### 4 定例及び臨時教育委員会以外の活動状況

- (1) 学校訪問 小学校：4校 中学校：1校  
(2) 入学式 小学校：4校 中学校：4校

- (3) 卒業式 小学校：4校 中学校：4校
- (4) 運動会・体育大会 小学校：3校 中学校：2校
- (5) その他 転入教職員宣誓式、市青少年音楽祭、青少年研修実行委員会等

## 5 学校運営報告会

- (1) 期 日 令和6年2月8日（木）
- (2) 場 所 志布志庁舎1階会議室
- (3) 出席者 教育委員、教育長、学校教育課長、学校教育課指導主事、教頭
- (4) 内 容

今年度の学校経営の成果と課題を踏まえ、次年度の学校経営の充実を図るために実施した。教育委員から各学校への質問、グループ別の学校ごとの課題に対して取り組むべき内容について指導が行われた。

## 6 総合教育会議

第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 期 日 令和5年6月5日（月）</li> <li>(2) 場 所 志布志庁舎4階庁議室</li> <li>(3) 出 席 者 市長、副市長、教育長、教育委員4人、総務課3人、教育委員会10人</li> <li>(4) 報告協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 学校給食調理及び配送業務の民間委託業者選定結果について</li> <li>イ 今後の児童生徒数の推移について</li> <li>ウ 小学校の在り方に関するアンケート調査報告及び令和5年度に取り組む小学校の在り方検討について</li> <li>エ かごしま国体・かごしま大会開催に伴う協力体制について</li> </ul> </li> </ul>
第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 期 日 令和5年10月16日（月）</li> <li>(2) 場 所 志布志庁舎4階庁議室</li> <li>(3) 出 席 者 市長、副市長、教育長、教育委員4人、総務課4人、教育委員会11人</li> <li>(4) 報告協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 鹿児島県特別支援教育学校の分置計画について</li> <li>イ 本市の児童生徒及び学校の状況について</li> <li>ウ 令和6年度組織機構再編計画について</li> <li>エ 志布志市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について</li> </ul> </li> </ul>
第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 期 日 令和6年1月15日（月）</li> <li>(2) 場 所 志布志庁舎4階庁議室</li> <li>(3) 出 席 者 市長、副市長、教育長、教育委員3人、総務課3人、教育委員会8人</li> <li>(4) 報告協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 令和6年度組織機構再編計画の進捗と今後の取組について</li> <li>イ 鹿児島県立特別支援学校の分置について</li> <li>ウ 伊崎田学園の今後の学校の在り方について</li> </ul> </li> </ul>



## 4 点検及び評価

令和2年3月に策定した第2次志布志市教育振興基本計画前期基本計画の基本目標である「夢や希望を実現し未来を担う心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちづくり」の実現に向け、学校・家庭・地域が一体となって、様々な施策を講じることにより、本市教育行政の推進を図っているところである。

私たち教育委員自身が学校訪問や地域との交流活動を通じて、現状の把握に努めるとともに、課題の解決に向けて、教育委員会と一体になって取り組む必要がある。

学校教育においては、豊かな心の育成、健やかな体の育成、確かな学力の定着を目指し、夢や目標、あこがれをもって努力していく児童生徒を育成する教育活動が展開されているか、教育委員会と連携した学校訪問や様々な学校参観等あらゆる機会を通じて助言している。

定例教育委員会における問題行動やいじめ、不登校等の報告を基に、現状把握に努めているが、引き続き、これらの解決へ向けて連携を図っていく必要がある。諸学力・体力検査等の結果についても、各学校の状況を見極め、第2次志布志市教育振興基本計画前期基本計画にある数値目標の達成状況を確認していくとともに、「楽しくてたまらない授業」をつくるため、教職員の資質向上につながる研修の在り方についても検討していきたい。

社会教育においては、講演会や子育て手帳による啓発活動を実施するとともに、各小中学校や幼稚園、認定こども園での家庭教育学級の開設を推進し、家庭教育に関する学習の機会の充実を図り、教育の原点である家庭の教育力の向上に努めるとともに、豊かな人間性や主体性、社会性を身に付けるため、リーダー研修や国内外研修の充実を図り、青少年の育成に取り組むなど、社会教育の充実に私たち教育委員も常に関心を持ちながら取り組んでいるところである。

生涯学習と生涯スポーツは、コロナ後において、新たなスタイルで進化させ、オンラインを活用した生涯学習講座の検討や、今年度から始まった志布志運動公園体育館のインターネット予約などデジタルを活用した事業の可能性や拡充を図る必要がある。また、障がい者による生涯学習の在り方など、インクルーシブで持続可能な取り組みも積極的に取り組む必要がある。

地域や保護者の方が将来の担い手となる子供たちにとってより良い学びの場となる小学校の在り方について、自分事として考える機会とするため、小学校の在り方に関するアンケート調査結果について、各小学校の学校運営協議会等において、説明を行った。今後、更なる児童生徒の減少が予想される中で、学校と保護者・地域でより連携・協働し、本市の学校の適正規模について考える必要がある。

学校給食センターの調理及び配送業務の民間委託については、民間事業者の学校給食の技術やノウハウを生かして、学校給食の質と安全に十分に配慮し、これまでと変わらない給食の提供ができるよう、委託事業者と連携を図り、学校給食及び食育の充実に取り組む必要がある。

第2次志布志市総合振興計画後期基本計画及び第2期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、市長部局と本市の教育課題を共有し、十分な意思疎通を図りながら、より一層の教育行政を推進していきたい。

※ 外部評価（外部評価委員の意見）

令和10年4月に伊崎田学園敷地内に県立特別支援学校が設置されることに伴い、伊崎田地域全体で子供たちの教育に取り組み、隣接する新たな県立特別支援学校と伊崎田こども園を含めた共生社会を推進するインクルーシブ教育の実現に向けた取組を期待したい。

また、伊崎田学園への小規模特認校制度の導入については、学校間で児童の奪い合いになることがないよう、市全体のバランスを考慮していただきたい。

人事案件については、教職員採用試験の倍率が非常に低い状況になっていることから、年度途中で休職された場合には、補充は厳しい状況であるが、確保に努めていただきたい。

今回、外部評価の対象となった6つの事業については、教育委員会の自己評価は全てAであり、外部評価委員会としても継続妥当であった。自己評価がAであっても、事業の見直しや改善等を含め、課題解決の検討に努め、より事業効果が高められるよう、更なる事業充実に期待したい。

## 5 令和5年度 教育委員会委員名簿

(令和5年4月1日現在)

職名	氏名 職業	任期 回数	当初 任命日	現在の任期	女性委員	保護者	備考
教育長	福田裕生 公務員	1	R3. 2. 24	R03. 2. 24～ R06. 2. 23			
委員 (職務代理者)	松原治美 会社役員	5	H18. 2. 24	R04. 2. 24～ R08. 2. 23			
委員	島津陽亮 会社役員	2	H28. 2. 24	R02. 2. 24～ R06. 2. 23		○	
委員	津町千代子 歯科衛生士	2	H29. 3. 4	R03. 3. 4～ R07. 3. 3	○		
委員	益田裕子 会社員	2	H31. 3. 2	R05. 3. 2～ R09. 3. 1	○		

## 6 各課主要事業の説明及び外部評価

- |       |                      |
|-------|----------------------|
| 教育総務課 | ① 学校給食センター調理配送業務委託事業 |
|       | ② 小・中学校施設老朽化改修事業     |
| 学校教育課 | ③ 学力・体力向上推進事業        |
|       | ④ 生徒指導推進事業           |
| 生涯学習課 | ⑤ 青少年研修事業（国外研修）      |
|       | ⑥ 埋蔵文化財センター企画展示会開催事業 |

事業名	学校給食センター調理配送業務委託事業		所管課	教育総務課
事業費	予算額	82,046千円	決算額	82,045,260円

(事業概要)

## 1 目的

子供たちへの食育指導等の更なる充実を図るため、学校給食の調理及び配送業務に関して専門的な知識と技術を有している民間事業者により調理業務及び配送業務を委託し、より安全安心な学校給食を継続的かつ安定的に提供する。

## 2 事業内容

- (1) 業務内容 調理業務及び配送業務  
調理食数 市内小中学校 約3,000食 ※職員等含む  
配送コース 8コース 21校(小学校16校、中学校5校)
- (2) 委託先事業者 株式会社東洋食品(本社住所:東京都台東区上野1丁目14番4号)  
受託箇所 全国 297か所(令和6年4月現在)  
県内 12か所(給食センター、親子調理)  
〔 鹿屋市、肝付町、東串良町、垂水市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市、指宿市、枕崎市、志布志市 〕
- (3) 委託期間 令和5年8月1日から令和8年7月31日まで(3年間)
- (4) 委託料  
令和5年度 82,045,260円 (R5.8.1~R6.3.31)  
令和6年度 123,068,000円 (R6.4.1~R7.3.31)  
令和7年度 123,068,000円 (R7.4.1~R8.3.31)  
令和8年度 41,022,740円 (R8.4.1~R8.7.31)  
総額 369,204,000円
- (5) 雇用体制 区 分 提案人員 (R6.6.1現在)
- |         |     |     |     |
|---------|-----|-----|-----|
| ①業務責任者  | 正社員 | 1人  | 1人  |
| ②業務副責任者 | 正社員 | 1人  | 1人  |
| ③配送責任者  | 正社員 | 1人  | 1人  |
| ④班長     | 正社員 | 1人  | 1人  |
| ⑤主任     | 正社員 | 1人  | 1人  |
| ⑥調理員    | 正社員 | 16人 | 12人 |
|         | パート | 5人  | 3人  |
| ⑦配送員    | 正社員 | 7人  | 1人  |
|         | パート | 5人  | 7人  |
| ⑧調理兼配送  | 正社員 |     | 0人  |
|         | パート |     | 10人 |
| 計       |     | 38人 | 38人 |
- (6) 栄養教諭が学校へ出向いての食育指導実績  
【R4実績】【R5実績】
- |        |       |       |
|--------|-------|-------|
| 学校訪問回数 | 88回   | 96回   |
| 授業時間   | 87時間  | 102時間 |
| 給食時間   | 19時間  | 44時間  |
| 保護者講話等 | 4時間   | 10時間  |
| 計      | 110時間 | 156時間 |
- (7) 物損事故の状況  
R4 4件  
R5 4件(委託前2件、委託後2件)
- (8) 異物混入の状況  
R4 55件(パン含む) (虫、ビニール片、髪の毛)  
R5 25件(委託前12件、委託後13件) (虫、ビニール片、髪の毛)

## 3 反省及び評価点

令和5年8月1日から株式会社東洋食品への業務委託が開始され、9月から市内小中学校へ給食の提供が開始された。委託先事業者は、経験豊富な実務能力のある業務責任者等を配置し、安全確実な食物アレルギー対応食の実施や異物混入事故を防止するための対策が徹底され、安全安心な給食提供に努めている。異物混入の状況については、委託前に比べて大幅に減ったことは評価できる。

また、調理配送業務民間委託後の子供たちの声や学校の先生方の率直な意見など聞くためにモニタリング調査を実施した。その結果、「給食の味付けや見栄えも良くとても美味しい」との感想や「配送においても、とても丁寧な作業である」といった肯定的な意見が多く得られた。

## 1 事業内容

事務事業名	学校給食センター調理配送業務委託事業
まちづくり方針	5<教育・文化>心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまち
個別目標（施策）	1 たくましく生きる力を育むまち
施策（基本事業）	2 教育環境の整備
目的	子供たちへの食育指導等の更なる充実を図るため、学校給食の調理及び配送業務に関して専門的な知識と技術を有している民間事業者等に調理業務と配送業務を委託し、より安全安心な学校給食を継続的かつ安定的に提供する。
効果	栄養教諭による学校へ出向いての食育指導の機会が増え、食への関心が深まることや「食の質の維持」「安全性の確保」「栄養バランスの摂れた献立」「安全衛生管理の徹底」などが期待され、安心して給食が食べられる。

## 2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	必要性・緊急性は高いか	A	市民生活に関わる緊急の事業である	A	食育を通じて基礎をしっかりと子供たちに習慣付ける指導が極めて重要であり、食育指導等の更なる充実を図る上で事業実施は必要である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A	きわめて有効な手段である	A	栄養教諭が献立研究や学校へ出向いての食育指導の時間が確保できるため有効な手段である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて妥当である		
		C	妥当とは言えない		
公共関与の妥当性	A	市が実施しなければいけない	B	調理及び配送業務に関して専門的知識・技術や経験・実績等を有している民間事業者等に業務を委託することは妥当である。	
	B	一部、民間で実施可能である			
	C	民営化、民間実施が可能である			
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	事業を実施することで栄養教諭が献立研究や学校へ出向いての食育指導の機会が得られている。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	B	雇用体制を見直すことで経費削減の余地はあるが、安全安心な給食の提供に影響を及ぼすおそれがある。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	栄養バランスのある給食を摂ることや栄養と健康の関係について学ぶことは、生涯にわたって健康な生活を送る上で基本となり、豊かな心や望ましい人間関係を育成する上で子供たちへの影響は大きく適切である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
	総合評価(事業の方向性)	<p>総合評価： A実施</p> <p>学校給食の調理業務及び配送業務を委託することにより、異物混入の件数は減少し、より安全安心な学校給食を安定的に提供することができた。また、これまで調理業務に携わっていた栄養教諭は、委託先の業務責任者等に調理業務を任せることで、その時間を献立研究や学校に出向いての食育指導の時間に費やすことができるため、子供たちへの食育指導等の更なる充実を図りたい。</p>			

## 3 外部評価

外部委員の意見	<p>調理配送業務を委託することにより、栄養教諭が献立研究や児童生徒への食育指導に取り組めており、また、異物混入も減少していることから、非常に評価できる。</p> <p>物価高等の影響により倒産して、給食が供給できないということがないよう、委託事業者との連携を図っていく必要がある。</p> <p>雇用体制はパートでも問題ないとのことだが、より良い給食を提供するためにも、引き続き正社員の確保を要請してほしい。</p>
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事業名	小・中学校施設老朽化改修事業		所管課	教育総務課
事業費	予算額	183,700 千円	決算額	177,474,000 円

(事業概要)

## 1 目的

「志布志市学校施設等長寿命化計画」に基づき、維持管理等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を図る。また、学校施設に求められる機能を確保するため、地域における学校施設の役割等を考慮した上で、長期的な施設整備の計画を推進する。

国の学校環境改善交付金の財政措置を活用し、老朽に伴う外壁の劣化により生じる事故や環境改善に伴う強化ガラスへの更新など、防災を重視した質的改善に取り組み、小中学校21校の施設を適切に維持保全することを目的とする。

## 2 事業内容

### ■老朽化改修工事

- ・田之浦小学校校舎老朽化改修工事

鉄筋コンクリート造 平屋建 1,016㎡

外部改修 : 外壁浮き部改修(剥落防止)・屋上防水改修・段差解消

内部改修 : 内壁浮き部改修(剥落防止)・床改修・建具改修

- ・山重小学校屋内運動場老朽化改修工事

鉄筋コンクリート造 平屋建 700㎡

外部改修 : 外壁浮き部改修(剥落防止)・屋上防水改修

内部改修 : 内壁浮き部改修(剥落防止)・床改修・建具改修

### ■次年度改修事業設計業務

- ・志布志小学校後校舎老朽化改修工事实施設計業務委託

- ・有明中学校校舎老朽化改修工事实施設計業務委託

## 3 反省及び評価点

老朽化改修工事においては、校舎及び屋内運動場の改修工事を行い、老朽化の著しい箇所については、全面改修を行った。学校行事や課外活動など、教員及び児童など利用者から環境改善がなされたことについて、評価を受けている。

多目的トイレの整備など、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備が必要である。

今後も長寿命化計画に基づき、計画的・効率的な施設整備を学校施設環境改善交付金などの財源措置を積極的に活用し、トータルコストの縮減を行いながら、児童生徒の安全安心な教育環境の整備に努める。

## 1 事業内容

事務事業名	小・中学校施設老朽化改修事業
まちづくり方針	5 〈教育・文化〉文化・財産を守り育み、次代へつなげる人づくりのまち
個別目標（施策）	1 地域住民と連携した教育のまちをつくる
施策（基本事業）	2 学校教育の充実
目的	学校施設については、児童生徒等の安全を確保するとともに、地域住民の緊急避難場所としての役割も果たすことから、非構造部材の耐震性能の確保を含め、老朽施設の質的整備を図る。
効果	児童・生徒が安全安心で良好な学習環境で学べる。

## 2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	必要性・緊急性は高いか	A	市民生活に関わる緊急の事業である	A	学校や地域活動だけでなく、災害時の避難等、市民生活にも関わることから、必要な事業である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
目的 妥当性	施策目的達成の手段として妥当か	A	きわめて有効な手段である	A	良好な学習環境を形成する手段として有効である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて妥当である		
		C	妥当とは言えない		
目的 妥当性	公共関与の妥当性	A	市が実施しなければいけない	A	市立の小・中学校は、設置者である市がその学校の経費を負担する。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	学習環境の改善がなされており、目標が達成されている。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	B	トータルコストの検証から使用材料や手間を見直すことで可能だが、各地域の整備に差が出るおそれがある。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	市内全学校を築年経過により年次的に計画しており、公平・公正である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
	総合評価(事業の方向性)	総合評価:A実施 学校利用者だけでなく、地域活動にも利用され、評価も得られた。ガラスを強化ガラスに変更するなど、防災機能の向上のための整備のほか、今後も屋内運動場を含む、学校施設を年次的に改修を行うとともに、児童生徒にとって安全安心で良好な学習環境を整えていく。			

## 3 外部評価

外部委員の意見	小・中学校施設老朽化改修事業の実施に伴うトイレの洋式化については、引き続き推進を図る必要があるが、和式トイレも必要があることから各学校に残してほしい。
---------	-----------------------------------------------------------------------------



事業名	学力・体力向上推進事業		所管課	学校教育課
事業費	予算額	15,469千円	決算額	12,905,970円
(事業概要)				
<b>1 目的</b>				
<p>国や県が実施する各種学力調査や体力・運動能力調査等を通して、市内小・中学校の児童生徒の学力・体力の現状について捉え、各校に学力向上アクションプランや体力育成推進プランを作成させ、授業改善を図り、家庭・地域と協働しながら学力及び体力の定着と向上を図る。</p>				
<b>2 事業内容</b>				
<p>(1) 諸検査等の実施 標準学力検査(NRTやCRT)の実施 知能検査、学習適応性検査の実施</p> <p>(2) 全国学力・学習状況調査の実施(文部科学省事業) 全国の小学6年生、中学3年生を対象に実施</p> <p>(3) 鹿児島学習定着度調査の実施(県事業) 県内の小学5年生、中学1・2年生を対象に実施(令和6年1月16日～17日)</p> <p>(4) 児童生徒の確かな学力の定着に向けた取組 内容 確かな学力の定着に向けた実際の取組について  ① 学力向上アクションプランの作成      ② 志学教室  ③ 道徳教育総合支援事業      ④ キャリア教育の推進  ⑤ 幼保小連携の強化      ⑥ 理科観察実験支援事業      ⑦ 小・中連携の強化  ⑧ 小・中一貫教育の研究      ⑨ 鹿児島大学等との連携事業      ⑩ 夏休み学習教室  ⑪ 教職員へのタブレットパソコン導入  ⑫ コミュニティスクール(全小・中学校)  ⑬ 中学生英語技能検定実施事業</p> <p>(5) 志学教室(土曜学習教室の開催)  ① 中学生を対象として、数学・英語の教科で土曜学習教室を年16回実施  ② 平成30年度から3会場(松山・志布志・有明)での実施  ③ 令和5年度講座申込人数130人 出席率平均53.1%(令和4年度は107人 出席率平均53%)</p> <p>(6) 校内研修への指導助言 各学校の校内研修へ参加し、指導案検討、研究授業に対する指導・助言(指導主事・学校専門員5人で年間延べ54回)(令和4年度は40回)(鹿児島大学教育学部教授等による指導助言 年間31回)(令和4年度は年間40回)</p> <p>(7) 児童生徒の体力向上のための取組 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施とその分析 市陸上記録会の開催 「体力アップ! チャレンジかごしま」への積極的取組</p>				
<b>3 反省及び評価点</b>				
<p>(1) 全国学力・学習状況調査において、小学校は国語-5.4、算数-4.7となっており、中学校は、国語-5.1、数学-5.4、英語-10.1となっている。鹿児島学習定着度調査においては、小学校、中学校とも県平均以下である。小学校においては、基礎・基本の定着を図るとともに、課題解決に必要な情報や条件を読み取る力を更に高め、中学校においては、基礎・基本の定着を図るためのより一層の継続的な取組が必要である。</p> <p>(2) 土曜学習教室「志学教室」は、参加しやすい環境を整え、土曜日を規則正しく過ごそうとする習慣が定着してきている。また、出席率も50%を越え、夢プロジェクト(企業参観や講演等)を通し、将来の夢の実現に向けた抱負を語る感想も多く見られた。今後も内容の更なる充実を図りたい。</p> <p>(3) 鹿児島大学教育学部教授や指導主事等が校内研修へ出向き指導助言することにより、各校の研究テーマや授業改善の方策につながった。また、教職員のタブレットパソコンの導入(充足率100%)、タブレット活用に関する研修の実施(参加者46人)により、教職員のICT活用能力も向上している。</p> <p>(4) 国や県が実施する標準学力検査等の結果から、学校間に学力の差がある。また、教科間においても差があるため、個々のつまずきに合わせて全校体制で学習支援、補充指導の充実を図っている。また授業の充実を図る一方、学校運営協議会の中で学力について協議するなど、地域と共に協働する道筋をつくっている。</p> <p>(5) 市内全体で1年56人、2年77人、3年329人の合計462人(前年度より1人増:全生徒中55.5%)の生徒が中学校英語技能検定実施事業の助成を利用し英検を受検した。英語を意欲的に学習する生徒の増加につながった。(級保有者数:2級6人、準2級41人、3級89人、4級193人、5級132人)</p> <p>(6) 「体力アップ! チャレンジかごしま」については、全学校・全学級が取り組んだ。実施7種目において、県内10位以内に長縄エイトマン11学級、2人でさっさっ1学級、レッツ短縄1学級、仲間とチャレンジ1学級が入賞するなど、各学校が主体的に取り組んだ。</p>				

## 1 事業内容

事務事業名	学力・体力向上推進事業
まちづくり方針	5 <教育・文化> 伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまち
個別目標（施策）	1 地域住民と連携した教育のまちをつくる
施策（基本事業）	2 学校教育の充実
目的	国や県が実施する各種学力調査や体力・運動能力調査等を通して、市内小・中学校の児童生徒の学力・体力の現状について捉え、各校に学力向上アクションプランや体力育成推進プランを作成させることで授業改善に役立てる。更に職員研修を充実させることで教職員の資質向上を図り、家庭・地域と協働しながら学力及び体力の定着と向上を図る。
効果	各学力調査の問題ごとの通過率や誤答傾向の分析、体力テストの結果分析を行い、各学校の学力向上アクションプランや体力向上推進プランが改善され、授業改善に役立てられている。また、鹿児島大学教授の専門性を生かした授業づくり、タブレット活用法研修等により教職員の資質向上が図られた。

## 2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	市民生活に関わる緊急の事業である	A	児童生徒に確かな学力・体力を身に付けさせることは、学校教育の課題の一つであり、学力・体力の定着・向上対策への取組は必要である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A	きわめて有効な手段である	A	児童生徒の学力・体力の実態を把握し、施策を講じるためには、極めて有効かつ重要な手段である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて妥当である		
		C	妥当とは言えない		
公共関与の妥当性	A	市が実施しなければいけない	B	基本的な方針及び施策については市が実施しているが、標準学力検査(NRTやCRT)や知能検査等は民間に委ねている。	
	B	一部、民間で実施可能である			
	C	民営化、民間実施が可能である			
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	B	県の学力に関する調査において通過率を下回る現状であるが、成果が見えつつあり、伸びる可能性が十分にある。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	B	学力検査等の単価は決められており、市としては、これ以上の削減は困難であるが、実施学年等検討の余地がある。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	学力検査等の費用を受益者負担にすることは、公教育の性質上好ましくない。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価 (事業の方向性)		<p>総合評価:A実施</p> <p>国や県が実施する標準学力検査等、体力・運動能力調査において、ここ数年で着実に県との差が縮まっている。しかし、学校間において差が見られる。R6年度も「楽しくてたまらない授業づくり」を市内21校の共通テーマとして設定し、「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善に「チーム志布志」として取り組んでいく。また、中学生英語技能検定実施事業を生かし、英語の学習意欲の向上を図りたい。さらに、人格の形成を図る上でも、知育・徳育・体育とのバランスに配慮した学力向上は、学校教育の最大の使命であることを念頭に置き、引き続き、学力向上推進アドバイザー、情報教育推進アドバイザー、体力向上推進アドバイザー、特別支援教育推進アドバイザー、外国語教育推進アドバイザー、食育アドバイザーを委嘱し、「学校の力、家庭の取組、地域との支え合い」を合言葉にして取組を推進していく。</p>			

## 3 外部評価

外部評価委員の意見	<p>基礎学力の定着が思わしくない場合は、放課後等に補充指導や課題を出すなど、家庭学習の時間の確保を含めて対応していただきたい。学校、家庭が一緒になって同じ方向性で進めていくことが大事である。</p> <p>子供たちが自分の思いを文章にして、新聞に投稿したということは、非常に素晴らしく、褒めるべきことであり、褒めることで自己肯定感の向上につながっていただきたい。</p>
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事業名	生徒指導推進事業		所管課	学校教育課
事業費	予算額	7,366千円	決算額	7,182,946円

(事業概要)

### 1 目的

学校・家庭・地域・関係機関等が連携を図り、より良い生徒指導態勢を確立する。併せて、いじめ問題の早期発見・早期解決を図るとともに、新たな不登校児童生徒の出現の抑止に取り組む。

### 2 事業内容

事業	ねらいや内容	成果等
スクールソーシャルワーカー配置 (6人)	(1) スクールソーシャルワーカー(SSW)研修会を毎月開催し、生徒指導に係る問題等の情報を共有するとともにその解決の方策を協議する。 (2) 各学校における生徒指導に係る問題等の会議に出席し、児童生徒や保護者の相談活動に役立てる。(随時) (3) 学校いじめ防止基本方針の定める組織の一員として、いじめの未然防止、早期発見・解決に努める。	毎月末(全12回) 学校訪問等の回数(R5:664回)(R4:644回) 家庭訪問等の回数(R5:167回)(R4:234回) 上記の学校訪問・家庭訪問以外(教育支援センター・研修会等)で144回、計957回(R4:計1021回) ケース会議開催回数(年間9回)(R4:7回) 訪問回数は減ったが、家庭訪問や学校の会議、不登校対策連絡会等に参加して情報を共有し、学校と連携した取組を継続した。また、長期の不登校児童生徒や問題行動等で課題を抱えている児童生徒を外部の関係機関に繋ぎ、サポートを継続している。不登校生の出現率及び人数は増加しているが、令和5年度の新規不登校生の人数は令和4年度と比較すると31人減少した。
スクールカウンセラー配置 (2人)	(1) 県事業(一部市事業)であるスクールカウンセラー(SC)を委嘱、配置する。 (2) 臨床心理に関する高度で専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを配置することで、児童生徒の問題行動等の解決に資する。	全小・中学校(R5:115回)(R4:115回) 相談回数(R5:587回)(R4:291回) 上記の実績により、不登校や問題行動などの個別の状況に応じた支援方策を助言いただき、児童生徒が安心して学校生活を送れるようになったり、別室登校できたりするなど、状況の改善が図られるケースが増えてきた。
子どものサポート体制整備事業 (適応指導教室「松風」)	(1) 不登校や不登校傾向にある児童生徒に対して適応指導教室(ふれあい教室松風)へ通所を推奨し、学校や保護者と連携を図りながら学校へ復帰するための支援を行う。 (2) 午前は教科学習や自立活動を行い、それぞれの課題に応じた学びに取り組むとともに、午後は体育館でバドミントン等の運動を通して基礎体力を身に付けさせ、心身の健康にも配慮する。 (3) 校外での社会科見学や農作物栽培等の農作業など、様々な体験活動を通して豊かな心を育めるようにする。 (4) 年2回の保護者会を開催する。	通所児童生徒数18人(中学生13人、小学生5人)(R4:9人 中学生7人、小学生2人) 不登校で学習する機会が少なかった中学3年生に対して、個に応じた学習支援や生活改善への指導等によって、中3の4人全て希望高等学校へ進学した。 自立に向けた農作業や異学年交流の運動、教科学習を行ったり、学校や保護者とのつながりを再構築したりしたことで、小学生と中学生の3人は、在籍学校へ再登校できるようになった。 保護者に適応指導教室での学習や様々な活動の様子を説明したことで、保護者との連携が深まり、通所生の通所日数が増加した。
生徒指導に関する月例報告	各小・中学校の生徒指導に関する問題行動や家庭・地域との連携の状況を月ごとに把握し指導に生かす。	問題行動への取組や学校の支援体制等へ具体的に指導することができ、問題行動やいじめ問題の解決につなげることができた。 いじめの認知件数(R5:450件) 不登校(年間30日以上)の欠席者数(R5:74人)

### 3 反省及び評価点

- スクールソーシャルワーカー配置事業の実施により、児童生徒や保護者、学校の実態に応じた訪問活動の充実が図られ、今後も学校と連携し、新たな不登校を生み出さないための取組を継続していく必要がある。
- 心理面で悩みを抱える児童生徒の相談や不登校、問題行動等に対する職員の指導方法等に対し、スクールカウンセラー(臨床心理士・公認心理師)から指導・助言をいただくことにより、学校・教育委員会・保護者がチームとして問題解決が図られた。
- 適応指導教室においては、社会的自立を目指し、コミュニケーション力や体力の向上、生活習慣の改善を図るとともに、中学3年生の進路指導においては、学校と緊密な連携を図り、希望校への進学につながった。
- 長期休業中における共通指導項目等を確認し、組織的指導体制の整備を図ることができた。
- 毎月のいじめ・不登校・問題行動・虐待の状況を把握し、各学校の指導状況、改善状況等を分析することにより、その後の指導を適切に行うことができた。
- 全ての児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」に取り組み、新たな不登校生の出現が減少した。今後も学校と連携した不登校対策に取り組む必要がある。
- 学校教育課に公認心理士を1人配置し、子育てに悩んでいる保護者への相談支援体制の充実を図る。
- 発達障害等の疑いのある児童生徒への対応について、包括連携協定を締結している鹿児島大学をはじめ諸関係機関との連携を図るとともに、更なる教員や保護者の研修機会の充実を図る必要がある。
- 適応指導教室「松風」の通所生が増加しており、施設の拡充を含め、学びの多様な化学校の設置について検討する必要がある。

## 1 事業内容

事務事業名	生徒指導推進事業
まちづくり方針	5 <教育・文化>伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまち
個別目標 (施策)	1 地域住民と連携した教育のまちをつくる
施策 (基本事業)	2 学校教育の充実
目的	学校・家庭・地域・関係機関等が連携を図り、より良い生徒指導態勢を確立する。併せて、いじめ問題の早期発見・早期解決を図るとともに、新たな不登校児童生徒の出現の抑止に取り組む。
効果	該当児童生徒を取り巻く諸関係機関との連携が図られ、解決に向けてより良い方策を模索する態勢が整備できてきた。また、いじめ問題の早期発見、早期解決や新たな不登校児童生徒の出現の抑止も図られてきた。

## 2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	緊急性・必要性は高いか	A	市民生活に関わる緊急の事業である	A	不登校問題は依然として本市の抱える喫緊の課題である。新規の不登校児童生徒が出現しないよう、小中連携や学力の向上、生活習慣の確立に向けて、今後も学校・家庭・地域が一体となって具体策を講じる必要がある。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A	きわめて有効な手段である	A	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員による関係機関との連携をはじめ、各学校においても組織的な取組ができており、非常に有効な手段となっている。
		B	ある程度政策達成に貢献していて妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共関与の妥当性	A	市が実施しなければいけない	A	児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域・関係機関等との連携は不可欠であり、児童生徒の健全育成に向けては市が社会総ぐるみで推進していく体制を整える必要がある。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	いじめ問題については早期発見・早期解決が図られ、過去の事案も再調査することができた。また、不登校生の出現率・人数が2.98%74人(小1.63%27人、中5.66%47人)で、昨年度の出現率・人数の3.21%80人(小1.62%27人、中6.61%53人)より減少することができた。管理職研修会や生徒指導主任担当者などで啓発を継続していく。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	課題を解決し、人格の形成を図る上からも喫緊の課題が残されており、削減は不可能である。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	本市に在籍する全ての児童生徒に起こりうる問題であり、公教育の性質上、市が負担すべきである。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価(事業の方向性)		<p>総合評価:A実施</p> <p>いじめや不登校問題等は、在籍する全ての児童生徒に起こりうる問題である。また、いつ、どこで発生するかを予見することは大変難しい問題であり、今後も市として継続的で一体的な対応が必要である。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置事業、適応指導教室「松風」等や関係機関等と連携を深めるとともに、専門的な知見を有する大学研究者や状況によっては弁護士からの助言も受けながら、問題の未然防止と初期対応、解決に取り組まなければならない。</p> <p>また、新たな不登校児童生徒の出現の抑止や不登校の解消のために、児童生徒のみならず、保護者の支援に地域社会と一体となった取組を更に進めていく必要がある。</p>			

## 3 外部評価

外部評価委員の意見	<p>不登校生への対応については、引き続きその家庭やその他の教育機関との連携を密にしていきたい。</p> <p>不登校生の家庭環境は様々であり、その対応が難しい部分があるということは理解するが、校長が不登校生への対応をするなど、新しい取組を実施するとともに、学校に来るきっかけ作りや子供の味方になって、子供の見守りをしていきたい。</p> <p>松風への通学状況についても、家庭環境により様々であるが、家庭学習を出席として認めるか否かについて、今後協議していきたい。</p>
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事業名	青少年研修事業(国外研修)		所管課	生涯学習課
事業費	予算額	4,889千円	決算額	4,352,769円

(事業概要)

### 1 目的

異文化・異言語のアメリカの家庭及び学校生活を体験しながら、国際化時代にふさわしい自己の確立と自立心を学び取る。

### 2 事業内容

研修名	シアトル研修	アカデミックホームステイ
対象者	高校生	中学生
実施時期	7/22～8/15(25日間)	7/24～8/16(24日間)
研修先	ワシントン州 シアトル	カリフォルニア州 又はワシントン州
定員(応募者数)	5人(6人)	5人(17人)
内容	語学力の向上をメインとした語学研修。 一般家庭にホームステイしながらシアトル市内の学校へバス等で通学し、世界各国の子どもたちと学校生活を過ごす中で語学や文化の交流を行う。	アメリカの生活や文化等の体験型研修。 ホームステイで家族の一員として過ごしながら、午前中は現地教師による授業を受け、午後は社会見学やボランティア活動、レクリエーションを行う。
費用/1人	698,000円	598,000円
負担割合	市 70% : 個人 30%	市 70% : 個人 30%

### 3 反省及び評価点

- (1) コロナ禍の影響から中止になっていた本事業を4年ぶりに再開し、海外での生活でしか得ることのできない貴重な経験の機会を提供することができた。習慣や文化の違いにより多くの気づきと感動を与え、親元を離れて生活することで、自立心と責任感を育む大変意義のある研修となっている。
- (2) 海外研修の実施は、日本国内での生活では得難い経験、学びがあり、自立心と責任感を育むための意義のある事業だが、年間を通じての研修ではなく、短期間の研修であるため、研修生の語学力や人間力の向上にどのように繋がったか、把握し難い。
- (3) 事業の効果や青少年育成に関する影響については、非常に高い評価を得ていることは間違いないが、反面、事業に要する経費は年々増加していることから、費用面での負担増が懸念される。為替相場の影響を大きく受け、更にアメリカ国内の物価高騰による参加者の経済的負担の増加は事業の継続に影響するものと考えられる。
- (4) 事業本来の趣旨・目的の達成とコストのバランスを考えるとときに、北米への派遣という選択肢の他に派遣先がないか、安全性や実施の効果を踏まえた上で、検討する必要がある。

## 1 事業内容

事務事業名	青少年研修事業(国外研修)
まちづくり方針	5 <教育・文化>心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまち
個別目標(施策)	2 多様な志を育むまち
施策(基本事業)	2 社会教育の充実
目的	異文化・異言語のアメリカの家庭及び学校生活を体験しながら、国際化時代にふさわしい自己の確立と自立心を学び取る。
効果	海外での貴重な経験の機会により習慣や文化の違いにより多くの気づきと感動を与え、親元を離れて生活することで、自立心と責任感を育む大変意義のある研修となっている。

## 2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	必要性・緊急性は高いか	A	市民生活に関わる緊急の事業である	B	青少年を海外に派遣し、習慣や文化の違いを体験させることは、資質向上を図るため必要である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
	施策目的達成の手段として妥当か	A	きわめて有効な手段である	A	多様な志を育む社会教育という視点では、海外での経験は有効な手段である。
		B	ある程度政策達成に貢献していて妥当である		
		C	妥当とは言えない		
	公共関与の妥当性	A	市が実施しなければいけない	A	生徒に公平に研修の機会を提供することや、募集、計画、事前・事後研修等に関して行政の支援が必要である。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	多様な志を育み、将来への糧となっていることは確実であり、社会教育の充実に有効な手段である。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	B	派遣者数の減によるコスト削減は可能だが、施策の実現に向けた効果としては確実に減少する。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	研修参加者の選考については、公平に行っている。また、事業効果と公費充実に理解を得られる範囲で一部個人負担を求めている。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価(事業の方向性)		<p>総合評価:A実施</p> <p>海外で生活することで得られる貴重な経験の機会を提供することができた。習慣や文化の違いを学び、直に体験することにより多くの気づきと感動があり、また、親元を離れて生活することで自立心と責任感を育む大変意義のある研修となっている。</p> <p>一方で為替相場の状況や派遣先の経済状況は確実に参加者の費用負担を増す理由となっていることから、事業へチャレンジしようとする生徒のハードルを上げる要因となっていることは否めない。</p> <p>これまでの事業形態を継続しながらも、事業本来の趣旨・目的の達成とコストのバランスを精査し、北米への派遣という選択肢の他に派遣先がないか、安全性や実施の効果を踏まえた上で、検討する必要がある。</p>			

## 3 外部評価

外部委員の意見	<p>参加者の選考方法は、作文や英会話の面接等を行っており、公平性が確保されている。</p> <p>また、海外から日本やふるさとを見るということは、広い視野を育てる意味では非常に有効な事業である。</p>
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

事業名	埋蔵文化財センター企画展示会開催事業		所管課	生涯学習課
事業費	予算額	99千円	決算額	98,780円

(事業概要)

### 1 目的

埋蔵文化財の保存活用の拠点施設として、郷土の文化・歴史遺産の普及啓発の場として、平成25年4月に市埋蔵文化財センターが開館した。企画展を開催することで、郷土の文化・歴史遺産に対する市民の理解・認識を深めることを目的としている。

近年、市外からの来館者が増えていることから、本市の文化・歴史遺産の魅力を市外の人々に対して発信することも目的としている。

### 2 事業内容

企画展は埋蔵文化財に限定せず、様々なテーマで企画展を実施している。令和5年度は、以下の2回実施した。

- (1) 「燃ゆる感動かごしま国体開催100日前企画展 太陽国体とかごしま国体」  
(令和5年7月4日～10月15日)

令和5年度に「燃ゆる感動かごしま国体」が開催されることもあり、開催の気運を盛り上げる目的で、1972(昭和42)年に志布志町でソフトボール競技が実施された「太陽国体」を振り返るとともに、サッカー競技(成年男子)が実施されるかごしま国体を紹介する企画展を開催した。

太陽国体に関する解説パネルのほか、当時の写真や資料(炬火リレートーチや国体旗、広報誌等)、市民の方々が所有する思い出の品とともに太陽国体を振り返った。

- (2) 「第13回志布志のひな人形展」(令和6年2月14日～3月10日)

市民や志布志観光ガイドが所有する昔のひな人形や紙人形、つるし雛などを展示する企画展であり、市埋蔵文化財センターの開館以来、毎年実施している(コロナ禍の令和2・3年度は中止)。展示室が華やかとなり、一足早い志布志の春の到来を感じていただける企画展である。

両企画展ともにチラシの自治会回覧や行政告知放送での周知、市外の博物館や道の駅へのポスター掲示の依頼、南日本新聞への取材依頼等の広報活動を行った。

### 3 反省及び評価点

- (1) 「太陽国体とかごしま国体」

7月4日から10月15日までの120日間開催し、1,081人の来館者があった(市外858人、市内223人)。7月20日の南日本新聞に掲載された。

この企画展を通して、かごしま国体への気運を高めることができた。来館者が常設展(志布志の歴史を解説)も見学することで、志布志の歴史・文化を知ってもらうことができた。さらに、市民の方々が所有する当時の資料や市役所に残る当時の資料も掘り起こすことができたことも良かった。今後は広報活動をより強化して、市内の来館者の増加に努めたい。

- (2) 「第13回志布志のひな人形展」

桃の節句の3月3日を中心に2月14日から3月10日までの23日間開催し、915人(市外412人、市内503人)の来館者があった。2月20日の南日本新聞に掲載された。

特に3月3日は日曜日だったこともあり、来館者は102人となり、1日の来館者数として過去最多となった。期間延長の声があったことから、令和6年度中に検討したい。

【参考資料】過去5か年の入館者数

年度	市外	市内	計
元	3,387	1,251	4,639
2	1,752	334	2,086
3	2,321	703	3,024
4	3,145	1,226	4,371
5	3,938	949	4,887

## 1 事業内容

事務事業名	埋蔵文化財センター企画展示会開催事業
まちづくり方針	5 <教育・文化>心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまち
個別目標（施策）	3 文化を守り・育み・つなげるまち
施策（基本事業）	2 伝統文化の保存・継承及び歴史遺産の保存・活用
目的	企画展を開催することで、郷土の文化・歴史遺産に対する市民の理解・認識を深める。本市の文化・歴史遺産の魅力を市外からの来館者に対して発信する。
効果	郷土の文化・歴史遺産と触れ合う機会を創出することで、市民がその理解・認識を深めることができる。市外からの来館者に対して本市の文化・歴史遺産の魅力を発信している。

## 2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的 妥当性	必要性・緊急性は高いか	A	市民生活に関わる緊急の事業である	B	郷土の文化・歴史遺産への理解・認識を深めるための機会を創出することは必要である。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
目的 妥当性	施策目的達成の手段として妥当か	A	きわめて有効な手段である	B	志布志の文化・歴史遺産に対する市民の理解・認識を深め、市外からの来館者に対して市の魅力を発信できるため。
		B	ある程度政策達成に貢献していて妥当である		
		C	妥当とは言えない		
目的 妥当性	公共関与の妥当性	A	市が実施しなければいけない	A	文化・歴史遺産の普及啓発の活動は、市が中心となって実施すべきである。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	来館者数や来館者の感想から判断すると、目標を達成している。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	かなり目標を下回っており、最終目標は達成も困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	必要最低限の経費で実施しており、経費の削減は難しい。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う懸念がある		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	幅広く周知活動し、入館料は無料であることから、適切である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
	総合評価(事業の方向性)	総合評価:A実施 企画展を開催することにより、郷土の歴史・文化遺産に対する市民の理解を深めることができ、さらに市外からの来館者に対しては志布志の歴史・文化遺産の魅力を発信できることから、意義のある事業と考える。今後も、興味を引くような企画展を開催し、来館者増につなげていきたい。			

## 3 外部評価

外部委員の意見	地域が主体となってひな人形展などを開催しているところもある。地域も巻き込んで、その地域が潤うような取組を回遊性を含め、検討していただきたい。
---------	------------------------------------------------------------------------



## 7 志布志市教育委員会外部評価委員会設置規程

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行うに当たって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、志布志市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 志布志市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務の点検結果の評価に関すること。
- (2) 教育委員会教育長及び委員の活動状況の点検結果の評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年3月26日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成27年3月25日教委告示第1号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この告示による改正後の志布志市教育委員会外部評価委員会設置規程第2条の規定は適用せず、この告示による改正前の志布志市教育委員会外部評価委員会設置規程第2条の規定は、なおその効力を有する。

## 8 志布志市教育委員会外部評価委員会 委員名簿

任期 令和6年4月1日～令和7年3月31日

番号	氏名	適用
1	谷口 誠一	第3条第2項による
2	山重 友紀子	第3条第2項による
3	小窪 久美子	第3条第2項による
4	蛭名 省子	第3条第2項による
5	松山 武	第3条第2項による

